

企業や研究機関が開催するインターンシップを活用した大学院における
実践教育に関する取り決め

平成29年3月16日 教務委員会

平成29年4月12日 教授会

令和元年9月12日 教務委員会改正

1. 本研究科の学生が企業や研究機関が開催する生命科学に関連したインターンシップに参加し、専門的な学識を深めたと指導教員が評価した場合、教務委員会の審査により、関連科目(生命科学認定講義Ⅰ～Ⅴ又は生命科学特別講義Ⅰ～Ⅴ)のポイントを設定することがある。
2. 認定するポイント数は、以下を基準として指導教員が判断し、教務委員会が認める。
 - ・ 半日(実働4時間)につき、1ポイント
 - ・ 1日(実働8時間)につき、2ポイント
 - ・ 1週間(実働5日・40時間)につき、10ポイント
3. ポイント認定方法は次のとおりとする。
 - ①単位を希望する学生(以下学生という)は、インターンシップ参加後に、インターンシップ研修参加報告書(以下報告書という)を指導教員に提出する。
 - ②指導教員は、学生から提出された報告書をもとに認定を行い、専門的な学識を深めることができたと判断できる場合は、実働時間数に合わせたポイント数を報告書に記入し、学生に返却する。
 - ③学生は、指導教員から返却された報告書及びセミナー等出席カードを教務係に提出する。
 - ④教務係は、学生から報告書の提出があったことを教務委員会に報告し、教務委員会の審査で認められたポイント数をセミナー等出席カードに記録し、学生に返却する。
4. 学生が取得したポイントは、単位認定セミナー等への参加により取得したポイントと合わせ、一定のポイントを取得した場合に、関連科目(生命科学特別講義又は生命科学認定講義)として認定を受けることができる。
ただし、インターンシップ参加により取得したポイントで認定を受けることができるのは、20ポイント(2単位分)を上限とする。
5. 関連科目(生命科学特別講義又は生命科学認定講義)の認定手続きは、単位認定セミナー等への出席により取得したポイントを関連科目に認定する手続きに従って行う。
6. 「1週間(実働5日・40時間)につき、10ポイント」の認定を受けた場合、修了予定の有無にかかわらず単独で生命科学認定講義(1単位)の認定を得ることが可能です。
ただし、後日単位認定セミナー等の10Pを追加して、「生命科学特別講義(2単位)」に科目を変更することは出来ません。